

住居確保給付金（家賃補助） のしおり

離職や休業等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

令和7年10月

岐阜市生活・就労サポートセンター

住居確保給付金（家賃補助）とは

対象者

支給申請時に以下のすべてに該当する方が対象です。

	離職や廃業による場合 (例：離職、かつての個人事業主)	やむを得ない休業等による場合 (例：就労機会が減少、個人事業主の減収者)			
①	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者であること	やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者であること			
②	申請日において、離職や廃業の日から2年以内であること ※その期間に疾病、負傷、育児等の期間の一部を加算する場合があります	やむを得ない理由により、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度にあること			
③	離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと	申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること			
④	申請者及び申請者と生計を一とする同居人の収入合計額が収入基準額以下であること				
	世帯人数	基準額	収入基準額		
	1人	81,000円	81,000円＋実家賃額（上限32,000円）		
	2人	124,000円	124,000円＋実家賃額（上限38,000円）		
	3人	159,000円	159,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	4人	197,000円	197,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	5人	235,000円	235,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	6人	273,000円	273,000円＋実家賃額（上限45,000円）		
	7人	310,000円	310,000円＋実家賃額（上限50,000円）		
⑤	申請者および申請者と生計を一とする同居人の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること				
	世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
	金融資産	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円
⑥	ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと ※やむを得ない休業等の場合で、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所長が判断した場合は、求職活動に代えることができます（最大6か月）				
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと				
⑧	申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと				
⑨	生活保護受給世帯でないこと				

支給上限額

以下の額を上限として、世帯全員の収入合計に応じて調整した額を支給します。

世帯人数	支給上限額（月額）
1人世帯	32,000円
2人世帯	38,000円
3人～5人世帯	41,600円
6人世帯	45,000円
7人以上世帯	50,000円

世帯収入額が基準額以下の場合

- ・上記の支給額を上限として、実家賃額※1を支給します

世帯収入額が基準額以上の場合

- ・以下の計算式で算出した額を支給します
実家賃額※1－（ひと月の世帯収入合計額－基準額）

※1 共益費や管理費（光熱費・
駐車場料金等）を含まない
家賃本体の金額

【参考】基準額

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	81,000円	124,000円	159,000円	197,000円	235,000円	273,000円	310,000円

支給期間

3か月間

※一定の条件によって、更に3か月間の延長と再延長ができる場合があります。

支給方法

ひと月ごとに、不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

※クレジットカードを使用する場合等は振込方法が異なる場合があります。

受給期間中の義務（求職活動等要件）

受給期間中は、ハローワーク等の利用、岐阜市生活・就労サポートセンターの支援員の助言など、様々な方法により、常用就職に向けた求職活動等を行い、定期的にその状況の報告が必要です。

※求職活動等を怠った場合は、住居確保給付金の支給が中止になる可能性があります。

離職、廃業による場合（再延長の受給期間中の場合を含む）

- ①月4回以上、岐阜市生活・就労サポートセンターの支援員による面接等の支援を受けること。
※「常用就職活動状況報告書」、「職業相談確認票」を支援員へ提示し、求職活動等の状況を報告してください。
- ②月2回以上、ハローワーク等の職業相談等を受けること。
※「職業相談確認票」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印をもらってください。
- ③原則週1回以上、求人先への応募を行う又は、求人先の面接を受けること。
※ハローワークでの活動に限らないため、求人情報誌等も活用して下さい。
- ④支援プランに従い、常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと。

やむを得ない休業等による場合（自立に向けた活動を行う受給者）

- ①月4回以上、岐阜市生活・就労サポートセンターの支援員による面接等の支援を受けること。
※「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示し、活動状況を報告してください。
- ②原則月1回以上、経営相談先（よろず支援拠点等）へ面談等の支援を受けること。
※「自立に向けた活動状況報告書」に経営相談の内容を記入してください。
- ③経営相談先の助言等のもと自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。
- ④支援プランに従い、自立に向けた活動等を、誠実かつ熱心に行うこと。
※ハローワーク等での求職活動等を行うことが適当であると経営相談先から助言等を受けた場合は、岐阜市生活・就労サポートセンターへ報告し、それ以降はハローワーク等で求職活動等を行います。

申請から支給までの流れ

住居を喪失するおそれのある場合

1.住居確保給付金（家賃補助）申請書類等の提出

以下の書類を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出します。

	離職や廃業による場合	やむを得ない休業等による場合
申請書	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書 ・住居確保給付金申請時確認書	
本人 確認書類	・本人確認書類の写し 【例】 運転免許証、個人番号カード、一般旅券、健康保険の資格確認書、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本等	
離職等 関係書類	・2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し 【例】 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険未加入の場合は雇用主が発行した退職証明書、税務署に提出する廃業届（個人事業主の場合）等	・収入が減少していることや、減少した理由が確認できる書類の写し 【例】 労働契約書及び勤務日数等の縮減が確認できるシフト表、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等
収入 関係書類	・世帯の中で収入がある人がいる場合は、申請月の収入金額を確認できる書類 【例】 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ 公的給付の支給額が分かる書類 ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書 ・年金を受けている場合は「年金証書」等の年金受給額がわかる書類 ・その他の福祉手当等を受給している場合は、当該支給額がわかる支給通知書等 事業収入（経費を差し引いた控除後の額）がわかる書類（個人事業主）	
金融資産 関係書類	・申請書および同一世帯の方の全ての預貯金通帳の写し ・金融資産の保有状況が確認できる書類の写し 【例】 預貯金通帳又は残高証明等 ※債券、株式、投資信託、NISA、暗号資産については、金額を確認できるもの	
求職活動 要件書類	次の書類のいずれか ・ハローワーク受付票 ・求職者マイページに記載されている求職番号（オンライン登録の場合） ※必要に応じて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」も提出していただく場合があります。 ※自立に向けた活動を行っている場合は、「自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。	

2. 不動産仲介業者等との調整

①申請を受け付けた際、申請書の写しと「入居住宅に関する状況通知書」を交付します。
不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼してください。

「状況通知書」は岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

②家賃支払い締切日と住居確保給付金振込日が異なる場合がありますので、事前に不動産仲介業者等と調整をお願いします。

3. 審査・決定内容の通知

岐阜市生活福祉課で審査し、決定内容について岐阜市生活・就労サポートセンター経由で通知します。

-----以下、支給決定された場合の流れ-----

4. 求職活動等に必要な書類の交付

ハローワーク等における職業相談を確認する書類及び求職活動等の状況を確認する書類を交付します。P3の受給期間中の義務（求職活動等要件）での報告の際に使用します。

5. 不動産仲介業者等への連絡

交付された「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを不動産仲介業者等に提出してください。

6. 住居確保給付金（家賃補助）の支払い

不動産仲介業者等の指定の口座へ市役所から振り込みます。

【注意事項】

- ・支給限度額を超える場合、差額は自己負担です。

-----その他-----

（必要に応じて）総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、岐阜市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。

その際、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

1.住居確保給付金（家賃補助）申請書類等の提出

以下の書類を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出します。

	離職や廃業による場合	やむを得ない休業等による場合
申請書	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書 ・住居確保給付金申請時確認書	
本人 確認書類	・本人確認書類の写し 【例】 運転免許証、個人番号カード、一般旅券、健康保険の資格確認書、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本等	
離職等 関係書類	・2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し 【例】 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険未加入の場合は雇用主が発行した退職証明書、税務署に提出する廃業届（個人事業主の場合）等	・収入が減少していることや、減少した理由が確認できる書類の写し 【例】 労働契約書及び勤務日数等の縮減が確認できるシフト表、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等
収入 関係書類	・世帯の中で収入がある人がいる場合は、申請月の収入金額を確認できる書類 【例】 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ 公的給付の支給額が分かる書類 ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書 ・年金を受けている場合は「年金証書」等の年金受給額がわかる書類 ・その他の福祉手当等を受給している場合は、当該支給額がわかる支給通知書等 事業収入（経費を差し引いた控除後の額）がわかる書類（個人事業主）	
金融資産 関係書類	・申請書および同一世帯の方の全ての預貯金通帳の写し ・金融資産の保有状況が確認できる書類の写し 【例】 預貯金通帳又は残高証明等 ※債券、株式、投資信託、NISA、暗号資産については、金額を確認できるもの	
求職活動 要件書類	次の書類のいずれか ・ハローワーク受付票 ・求職者マイページに記載されている求職番号（オンライン登録の場合） ※必要に応じて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」も提出していただく場合があります。 ※自立に向けた活動を行っている場合は、「自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。	

2. 必要書類の配布

申請を受け付けた際、申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」、必要に応じて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」をお渡しします。

(必要に応じて) 臨時特例つなぎ資金貸付の申込み

住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な場合は、岐阜市社会福祉協議会に申請書の写しを提出して、臨時特例つなぎ資金貸付の借入れ申込みを行うことができます。

3. 入居予定住宅の確保

- ①不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、住居確保給付金の支給決定等を条件に原則、岐阜市内で入居可能な住宅を確保してください。
- ②入居可能な住宅を確保した場合は、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」への記入を依頼してください。
記入した「状況通知書」は岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。
- ③家賃支払い締切日と住居確保給付金振込日が異なる場合がありますので、事前に不動産仲介業者等と調整をお願いします。

(必要に応じて) 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ①敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、岐阜市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しと「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- ②住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。
- ③総合支援資金貸付（住居入居費）を利用する場合は、その旨を不動産仲介業者等に伝えてください。

4. 審査・決定内容の通知

岐阜市生活福祉課で審査し、決定内容について岐阜市生活・就労サポートセンター経由で通知します。

【注意事項】

- ・受給資格があると認められた場合には、「住居確保給付金対象者証明書」と「住居確保報告書」を交付します。
- ・受給資格がないと判断された場合は、「住居確保給付金支給拒否決定通知書」を交付します。
ので、住宅を確保している不動産仲介業者等に住居確保給付金が不支給となったこと、賃貸借契約を締結できないことを伝えてください。

-----以下、支給決定された場合の流れ-----

5. 賃貸借契約の締結

「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産仲介業者等に対し、「住居確保給付金対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結して下さい。

【注意事項】

- ・総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みを行っている場合は、その申請書の写しも提示してください。
- ・総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産媒介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- ・初期費用を自己資金で用意する場合には、通常契約となりますが、混乱を防ぐため、住居確保給付金対象者の契約形態については、全て停止条件付きの契約とする不動産仲介業者等もあると考えられますので、ご注意ください。
- ・総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。

6. 入居手続き

不動産仲介業者等との間で入居に関する手続きを行い、その後、すぐに住民票の設定・変更手続きを行ってください。

【注意事項】

- ・総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みを行っている場合は、総合支援資金貸付が不動産仲介業者等に振り込まれることで、停止条件付の賃貸借契約の効力が発生します。

7. 転居後の報告

住宅入居後7日以内に「住居確保報告書」に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」と新住所の「住民票の写し」を添付して、岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

8. 支給の決定

岐阜市生活福祉課で審査し、決定内容について岐阜市生活・就労サポートセンター経由で通知します。

【注意事項】

- ・支給決定を行った場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」と「常用就職届」、受給期間中に必要となる求職活動等における必要書類をお渡しします。
- ・住居を確保している不動産仲介業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・総合支援資金貸付（生活支援費）の申請をしている場合は、岐阜市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

常用就職した場合の届け出

常用就職とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

必要な届出

支給決定後、常用就職した場合には、「常用就職届」を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

収入額の確認

常用就職届を提出した受給者は、毎月、岐阜市生活・就労サポートセンターに、収入額を確認することができる書類を提出してください。

【注意事項】

- ・やむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した場合や住居を喪失するおそれのある場合も、毎月、岐阜市生活・就労サポートセンターに収入額を確認することができる書類の提出が必要です。

支給額の変更

以下の場合には支給額の変更を行います。

- ①住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ②世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、住居確保給付金の支給額が上限額に達していない場合
- ③借主の責によらず、転居せざるを得ない場合又は岐阜市生活・就労サポートセンター等の指導により、同一の自治体内での転居が適当である場合

必要な届出

「住居確保給付金変更支給申請書」に以下の書類を添付して岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

- ・家賃額が変更となったことが分かる書類
- ・世帯収入額が減少したことがわかる書類 など

支給の中断

住居確保給付金を受給中に、疫病又は負傷により、所定の求職活動を行うことができなかった場合、本人からの申請により、支給を中断することができます。

必要な届出

「住居確保給付金支給中断届」及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（診断書等）を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

【注意事項】

- ・ 中断期間中は、原則として毎月1回、面談等により、岐阜市生活・就労サポートセンターに体調及び生活の状況、求職活動を再開する意思があるか否かについて、報告してください。

支給の再開

心身の回復により求職活動を再開できる時は、本人からの申請により支給を再開します。

必要な届出

「住居確保給付金支給再開届」を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出してください。

【注意事項】

- ・ 中断決定日から2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

支給の延長

次の①又は②に該当し、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により2回まで延長及び再延長をすることができます。

なお、支給額は、延長申請時の収入に基づいて算出します。

①支援期間中に常用就職できなかつた場合

※常用就職したもの、収入基準を超えない場合も含む

②給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合

【注意事項】

- ・ 当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、支給要件を満たしている場合が対象です。

必要な届出

支給期間の最終月の末日までに、収入と金融資産が分かる書類等を準備して、岐阜市生活・就労サポートセンターの支援員に相談し、指示に従ってください。

支給の中止

以下のいずれかの要件に該当した場合は、支給を中止します。

①求職活動要件

- ・ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、就労支援に関する市の指示に従わない場合
- ・ 岐阜市生活・就労サポートセンターでの面接等
- ・ ハローワーク等での職業相談等（※経営相談先での面談等の場合を含む）
- ・ 求人先への応募又は面接（※自立に向けた活動計画に基づく取組の場合を含む）
- ・ 支援プランに沿った活動

②常用就職等による就労収入超過

- ・ 常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合

③収入額の報告懈怠

- ・ 常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合

④退去

- ・ 支給決定後、住宅から退去した場合
（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は、岐阜市生活・就労サポートセンター等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く）

⑤虚偽の申請等

- ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

⑥暴力団員

- ・ 支給決定後、受給者又は受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑦生活保護

- ・ 受給者が生活保護費を受給した場合

⑧禁錮刑以上

- ・ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

⑨中断の期間

- ・ 中断期間が中断決定日から2年を経過しても支給の再開ができない場合
- ・ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合

⑩その他

- ・ 受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

再支給

住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、下記の①～④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する場合は、再支給の申請ができますことがあります。

ただし、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に、以下の条件に該当したものに限られます。

- ①新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）
- ②その他事業主の都合による離職
- ③廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）
- ④就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少
- ⑤従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過

※その他、支給要件を満たしている必要があります。

※詳細は、岐阜市生活・就労サポートセンターにご相談ください。

提出方法

申請書等の提出や転居後の報告は以下の方法で行うことができます。

【窓口での申請】

電話予約（電話:058-265-3777）のうえ、ご来庁ください。

【郵送での申請】

書留やレターパックなど配達状況が確認できる方法で申請してください。

適正な受給のために

- ・就職・手当受給等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず届出をして下さい。
- ・虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付の支給を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・犯罪性のある不正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行います。

社会福祉協議会の貸付

敷金や礼金等の「初期費用」への対応が困難な場合や住居確保給付金を受給するまでの生活費が必要な場合は社会福祉協議会の貸付制度を利用することができる場合があります。

生活福祉資金（総合支援資金）

失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を行いながら、生活費及び一時的な資金を貸し付けます。

①住宅入居費：40万円以内

②生活支援費：2人以上世帯/月額20万円以内（単身/月額15万円以内）

貸付期間 原則3か月

※就職活動の状況により、3か月ごとに見直し、延長する場合あり。
(延長時も原則、住居確保給付金の利用が必要)

③一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を得られない場合は年1.5%

臨時特例つなぎ資金

住居確保給付金を申請した住居のない離職者の方に対して、交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした貸付制度です。

貸付限度額：10万円以内 貸付金利子：無利子 連帯保証人：不要

申込み・相談窓口

岐阜市社会福祉協議会 生活相談課 生活相談係

〒500-8309 岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター1階

電話：058-253-0294 FAX：058-255-5011

【お問い合わせ先】

岐阜市生活・就労サポートセンター

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所3階 福祉事務所生活福祉一・二・三課内

TEL：(058)265-3777 FAX：(058)265-3773